

東広島市重度障害者移動支援事業について（平成28年度改正）

（該当者）

市内に在住の18歳以上の障害のある方で①または②に該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方⇒障害ごとの程度が1級～2級(下肢・体幹障害の場合は1級～3級まで、視覚障害の場合は1級～4級まで)のうち、自力での起居及び移動が困難で一般交通機関を利用することができない方。
- ②療育手帳の交付を受けている方⇒当該療育手帳に記載されている障害の程度が㊤又はAのうち自力での起居及び移動が困難で一般交通機関を利用することができない方。

（利用目的）

- ・ 健康の増進・教養の向上・社会活動への参加・その他福祉の増進を図ることを目的とします。
※通院・通学は不可です。

（利用範囲）

- ・ 広島県内

（利用時間）

- ・ 午前9時～午後5時

（運休日）

- ・ 12月27日～1月6日

（利用回数）

- ・ 1ヶ月4回以内

（負担金）

- ・ 東広島市内・・・・・・無料
- ・ 東広島市外・・・・・・ガソリン代

（※高速道路、有料駐車場を利用した場合も利用者負担となります）

（申請書について）

- ・ 利用日の2か月前から7日前までに申請書を提出してください。
※ 状況によっては、車両の都合がつかない場合もあります。
※ 2か月前及び7日前が休日、祝日もしくは運休日にあたる場合は、その前日までに提出してください。
- ・ 介助が必要な方は介助者を手配していただき、申請書に記載してください。
- ・ 利用を取りやめる場合は、早めにキャンセルの連絡を入れてください。

（その他）

- ・ 初回利用の場合は、障害者手帳のコピーと自宅の地図を申請書と一緒に提出してください。

（連絡先）〒739-0003

東広島市西条町土与丸 1108

東広島市社会福祉協議会 企画福祉課

TEL (082) 423-2800 FAX (082) 423-8525

